

徳島県賃上げ応援金支給要綱

(目的)

第1条 原油・原材料価格の高騰等が長期化する中、厚生労働省の「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金又は業務改善助成金特例コース）」（以下「国の助成金」という。）を活用し、設備投資等の生産性の向上に取り組み、賃上げを行う中小・小規模事業者を支援することにより、労働者の所得向上を促進するため、徳島県賃上げ応援金（以下「応援金」という。）を予算の範囲内で支給する。

(対象者)

第2条 応援金の支給の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 徳島県内に事業場があること。
- (2) 国の助成金について、令和4年4月1日以降に徳島労働局に交付申請を行い、令和5年2月28日までに交付額確定通知を受けている事業者であること。
- (3) 国の助成金の交付額確定通知書及び当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き上げを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳等）を適切に整備し、保管している事業者であること。
- (4) 過去3年間に、労働関係法令に違反していないこと。
- (5) 徳島県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (7) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人若しくは暴力団又は暴力団員の統制下にある法人でないこと。
- (8) 県税の全税目に滞納がないこと。
- (9) 国、地方公共団体および特別の法律により特別の設置行為をもって設置された法人でないこと（その資本金の全部または大部分が国または地方公共団体からの出資による法人、またはその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人でないこと）。

(対象経費および助成率)

第3条 応援金の対象は、令和4年4月1日以降に徳島労働局に交付申請を行った国の助成金であり、令和5年2月28日までに交付額確定通知を受けているものとする。

2 応援金の対象経費およびこれに対する助成率は、次の表のとおりとする。

| 対象経費 | 助成率 |
|----------------|-------|
| 国の助成金の対象経費支出済額 | 10分の1 |

3 応援金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

4 応援金の上限額は、国の助成金の上限額の10分の1とする（別表「助成上限額早見表」参照。）。

(支給申請等の手続き)

第4条 応援金の支給を受けようとする事業主(以下「申請者」という。)は、別紙「徳島県賃上げ応援金支給申請書兼請求書」(以下「支給申請書兼請求書」という。)(様式第1号)を令和5年3月20日までに、知事に提出するものとする。

2 前項の支給申請書兼請求書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 申請総括表(様式第2号)
- (2) 国の助成金の交付額確定通知書の写し
- (3) 国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書及び事業実施結果報告の写し
- (4) 県税に滞納がないことを証明する納税証明書

(支給の決定等)

第5条 知事は、前条の規定により支給申請書兼請求書及び添付書類の提出があった場合には、内容を審査のうえ、支給(様式第3号)又は不支給(様式第4号)の決定を行い申請者に通知する。

(支給決定の取消し)

第6条 知事は、応援金の支給を受けた事業主が次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、応援金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は支給決定内容に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段(詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書兼請求書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことをいう。以下「不正受給」という。)により応援金の支給を受けたとき
- (3) 第2条の要件を満たさないことが判明したとき

(返還)

第7条 知事は、第6条の規定により応援金の支給決定を取り消した場合において、既に事業主に応援金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(補助金の経理)

第8条 事業者は、応援事業にかかる経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を、応援事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第9条 知事は、応援金の交付に関して必要があると認めるときは、応援事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取または訪問調査等を行う。

2 知事は、応援金の交付に関して必要があると認めるときは、国の助成金の給付状況について、徳島労働局に対し確認を行う。

3 応援事業者は、前2項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年11月28日から施行する。

(別表)

助成上限額早見表

| 国の助成金 | | | | 応援金 |
|--------|-------|----------|-------|-------|
| コース区分 | 引上げ額 | 引上げ労働者数 | 助成上限額 | 助成上限額 |
| 30円コース | 30円以上 | 1人 | 30万円 | 3万円 |
| | | 2～3人 | 50万円 | 5万円 |
| | | 4～6人 | 70万円 | 7万円 |
| | | 7人以上 | 100万円 | 10万円 |
| | | 10人以上(※) | 120万円 | 12万円 |
| 45円コース | 45円以上 | 1人 | 45万円 | 4万5千円 |
| | | 2～3人 | 70万円 | 7万円 |
| | | 4～6人 | 100万円 | 10万円 |
| | | 7人以上 | 150万円 | 15万円 |
| | | 10人以上(※) | 180万円 | 18万円 |
| 60円コース | 60円以上 | 1人 | 60万円 | 6万円 |
| | | 2～3人 | 90万円 | 9万円 |
| | | 4～6人 | 150万円 | 15万円 |
| | | 7人以上 | 230万円 | 23万円 |
| | | 10人以上(※) | 300万円 | 30万円 |
| 90円コース | 90円以上 | 1人 | 90万円 | 9万円 |
| | | 2～3人 | 150万円 | 15万円 |
| | | 4～6人 | 270万円 | 27万円 |
| | | 7人以上 | 450万円 | 45万円 |
| | | 10人以上(※) | 600万円 | 60万円 |

(※) 10人以上の上限額区分は、以下の①、②又は③に該当する事業場が対象

①事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年又は3年前の同じ月に比べて15%以上減少している事業者

③物価高騰要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率（売上高総利益率又は売上高営業利益率）が3%ポイント以上低下している事業者

(※) 国の助成金については、国の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱附則の適用を受けるものとする。